

令和4年度第3回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和4年6月10日（金）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所1階市民ホール

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中25名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	石毛 清	3	向後 三夫
4	滑川 清一	5	宮内 弘	6	吉原 康仁
7	小池 秋男	8	飯田 隆衛	9	岩瀬 英行
10	山口 信行	11	五味田 剛	12	神原 長博
13	宮内 克雄	14	中居 好雄	15	加瀬 芳枝
16	石毛 昭雄	17	小松 孝昌	18	宮内 武
19	多田 裕	20	加瀬 豊	21	加藤 高志
22	欠 席	23	石井 克幸	24	高橋 律子
25	竹内 進一	26	島崎 隆		

5 欠席者 議席番号22番 衣幡 実委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	大槻 俊勝	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

議 長	午後4時00分開会
	それではただいまより、令和4年度第3回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号22番 衣幡 実委員1名です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号6番 吉原 康仁委員

議席番号7番 小池 秋男委員 このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市農事組合法人〇〇〇〇理事〇〇〇〇です。申請の地番、地積は天王台9838番2、登記簿地目畑、現況畑、地積680㎡外4筆合計地積1,739㎡です。申請地は、一部農業振興地域内の農用地区域外にあり一部農振農用地区域内、一部農業振興地域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、県道外川港線を外川方面に向かい、セブンイレブン銚子犬吠埼店の先200m先犬吠埼入口の信号を右折し250m先右カーブの左側と、前宿町は、銚子市野球場から東に200m進み右折し、50m進んだ右側で、周りは畑で囲まれていました。現在は、一部キャベツの植え付けがされていましたが、本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は農地の売却による農地整理のためです。

なお、本件については、6月3日調査会前に第1調査区の委員により譲受人である株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏においでいただき聞き取り調査を行いました。営農計画については、キャベツを年間3000ケース収穫し、300万円位の売り上げとのこと。所有農機具については、農事組合法人〇〇〇〇の倉庫が富川町にあり、そこからレンタルするそうです。労働力については、代表取締役本人が年間150日、妻が100日で、従業員を使います。下限面積については、取得後銚子市の農地は、1,739㎡ですが、旭市に6,603㎡借受地があります。技術については、〇〇〇〇にて実績があります。通作距離からみても問題はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 担当委員の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。(16時10分から16時20分)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。さきほどの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員 譲受人の職業はなんですか。

事務局 農業です。

議長 ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手 農業委員13名)

議長 挙手多数でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について、審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員 本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、同町同番地〇〇〇〇です。2人は、親子です。申請の地番、地積は今宮町912番、登記簿地目田、現況田、地積327㎡外25筆合計地積29,847㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内であり、一部農業振興地域内の農用地区域外にありま

す。現地調査をしたところ、場所はパールショップともえ銚子今宮店から水道局方面に300m進み左折し10m進んだ左側です。現在は、草刈りがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢のため贈与することにしました。譲受人は、譲渡人の希望によります。

また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありません。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、垣根町2丁目320番、登記簿地目田、現況田、地積644㎡です。申請の用途は、自動車整備工場並びに倉庫及び洗車場用地です。申請地の場所は、国道356号線柴崎町の信号を本城小学校のほうへ向かい200m直進したら右折し、50mほど進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用

途地域については第1種住居地域に指定されており、第3種農地と判断します。転用計画につきましては、自動車整備工場1棟、倉庫1棟、洗車場で、工期としては令和4年7月30日から令和4年12月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は油水分離槽で処理後に公共側溝へ放流します。雨水は、敷地内浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(議席番号26番 島崎委員退席)

議 長

議案第3号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位1番から6番について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第3号

事務局

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から6番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇町〇〇〇〇外4名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外4名。

申請の地番・地積は、犬吠埼9611番1 登記簿地目畑、現況畑、地積1,209㎡ 外 田1筆、畑11筆、合計地積11,728㎡です。

その内容ですが、順位1番は、新規に3年の賃借権を設定しようとする

もので、田1筆、畑3筆、合計地積が3, 374㎡です。

順位2番から4番は、新規に5年6ヶ月の賃借権を設定しようとするもので、畑5筆、合計地積が4, 828㎡です。

順位5番は、新規に10年の賃借権を設定しようとするもので、畑1筆、地積が1, 428㎡です。

最後に順位6番は売買により所有権を移転しようとするもので畑3筆、合計地積が2, 098㎡です。以上順位1番から6番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

(議席番号26番 島崎委員着席)

議 長

次に、議案書の5ページに報告事項がありますので、事務局に説明をお願いします。

事務局

農業者年金 令和4年度加入推進活動計画についてご説明いたします。

5ページの令和4年度加入推進活動計画管理表ワークシートをご覧ください。

まず、千葉県全体の今年度の加入目標は、ワークシートに記載はございませんが、155人となっております。

今年度の、銚子市の全体目標は9人で、このうち39歳以下の目標は6人です。また、今年度の加入推進名簿の登載人数は、340人で、青色申告の世帯で、認定農業者、または認定農業者と家族経営協定をむすんでいる方や、新規就農者から抽出いたしました。

具体的な加入推進につきましては昨年度同様、事務局で作成した対象者名簿を調査区ごとにお配りいたしますので、戸別訪問をお願いしたいと思

います。名簿に載っていない方でも加入推進していただいて結構です。

引き続き、ご近所の方、お知り合いのかたに制度のPRをしていただき、加入推進についてよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、以上で報告を終了いたします。

議案書の6ページから7ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和4年度第3回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

————— 午後4時45分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員